

1—(2) 持分株の配分

持株数	株 47	16	15	10	8	7	6	5	4	3	2	1	2/3	1/2	1/3	計
人数	1	1	1	1	1	1	2	1	4	7	13	126	1	2	1	163

昭和28～40年の三者契約部分林の88件（学校部分林2・その他1）の85件のうち持分株の移動が生じたものは55件であって、この契約部落数は42であるが、このうち移動が生じてないのは16部落である。その持分株の移動が50%以上は3部落、30～50%は7部落、1～30%は16部落である。

近時部分林契約の内容は漸次改善されて、伐期令の短縮、分収率の向上等によって、造林者が持分株を持続しやすいように進められてきたが、昭和28年度以降の契約部分林においても、依然として持分株の持続率が経過年数の長いものほど減少している傾向が認められる。これは言うまでもなく林業生産の長期性、造林者の経済的貧困、部分林に対する愛着の欠如、労働力の減少等に因るものであろうが、ことに農村に不況が訪れることがあれば、大きく移動することが予想されるので、契約内容の改善とともに部分林の経営についての改善を考究すべきであろう。

表一 2 昭和28年～40年の三者契約の部分林

2—(1) 持分株の移動

区分	総数	持続	相続	売買	譲渡	放棄除名
株数	4,079	3,439	39	309	57	235
比率	100%	84.3	0.9	7.6	1.4	5.8

2—(2) 契約年度別 部分林の持分株の移動

契約年度	株数	移動株持	持続率
昭和40年度	585	35	94.0
39	584	70	88.0
38	636	44	93.1
37	408	28	93.1
36	378	114	69.8
35	175	10	93.8
34	60	8	86.7
33	504	105	79.2
32	174	51	70.7
31	436	125	71.3
28—30	139	50	64.0
計	4,079	640	84.3

自立農林家の経営類型区分に関する一試案

——（第2報、多良地域）——

佐賀県林業試験場 実 松 敬 行
山 田 宏

1 はじめに

佐賀県南部多良地域の4市町村を対象に、役場、森林組合を通じ選定した15戸の自立経営的農林家のききとり調査から、これらの類型化と問題点の把握を試みた。

2 類型化の方法と区分

佐賀北部地域に対し比較的水田規模が小さく、経営組織として水田、林野の他、密柑或いは茶栽培が一般的であり、また交通条件に比較的恵まれ、近年、戸主或いは新卒後継者が町工場等に勤める例もあって、類型化にあたっては次の2経営指標を用いた。

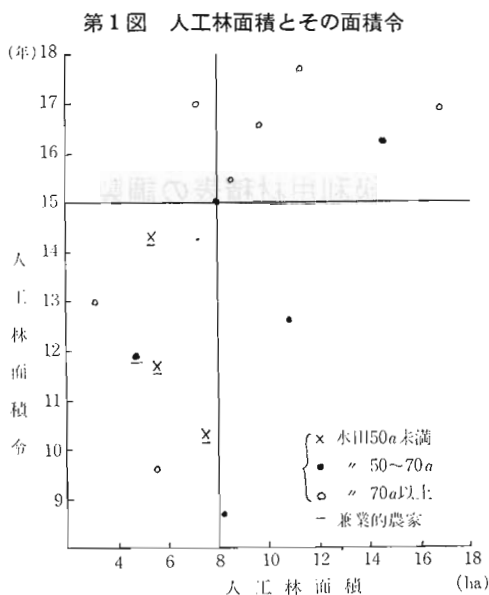
イ) 43年の雪害で、林業収入は一般に過伐傾向であったため、林木想定資本額(10aの当り初年度造林費をすぎ、ひのき、まつで各々5.2, 5.5, 4.7千円, 平均伐採令35年の主伐収入額を各々38, 42, 20万円とし、2点を結んだ値に各林家の面積を乗じた累計額)を35年で除した標準的産出額を算出し、農家現金収入に対する比を用いた。

ロ) 兼業化農家は水田50a以下に多いが、人工林或いはその面積令との関係は第1図のとおり、面積令15年以下で、人工林7ha以下の農家である。

また、密柑、茶園は、上述の兼業化農家と人工林14~17haの農家の場合、15a以下と小規模家で家庭菜園的なものである。

これらのことから、調査農林家を経営組織と規模で第1表のとおり区分することができる。

すなわち、兼業的農家は密柑、茶園が15a以下と小さく、生計費充当を目的とした用材林伐採は、人工林面積令12年、伐採令32年と比較的低く、過伐の傾向が強い。戦后、林野を平均2.5haと拡大したが、人工林率は69%と比較的低い。



林業収入比約15%の農主的農家林業の場合も、兼業的経営と同様な内容を示しているが、戦前(20年)から42%と最も人工林化が遅れたため、その面積令は11年と低い。従って伐採も、手不足による不良林分伐採、改植程度で、林木資本蓄積段階にある。

水稲—密柑(茶)—山林の経営組織である複合的農家林業は、戦前から人工林率65%と高く、比較的安定

第1表 水田—人工林経営と経営区分

人工林	3~7ha	7~12ha	14~17ha
水田			
30~50a	兼業的 (25)	{15以下 10以下	
50~70a			複合的 (24~48)
70~120a	農主的 (12~14)	{50~115 30	{10以下 なし

→ { 55 凡{密柑園面積アール
乳牛6頭 例{茶園面積アール

(数字) ; 農家現金収入に対する林業の比率%

した経営基盤をもっているが、水田、みかん園に比べ、林野の拡大は相対的に小さく停滞している。密柑の幼令木が多い農家では、25~28年と低伐期で、密柑が成木になる迄後継者が県外就職している例もある。

人工林14~17ha以上の主業的といえる農家は水田—山林の経営組織で、戦后、4.3haの林野の拡大と6.4haの自力拡大造林を図ってきたが、雇用労働は農、林とも最も多い。

3 考察

大正から戦前迄、16件中13件が養子縁組、1人息子ということで遺産相続がなかった。各集落では上層農家であるが、樹園地造成といった農政の波に乗れなかった、殊に水田に恵まれない山間の場合には、戸主迄が近年、山麓複合的経営農家集落を通過して、町工場に臨時工として勤務するといった傾向である。また、これら農家林業は農主的林業を除いて、下刈に約20~70人を雇用労働に依存している現状では、造林面積の約3割をしめる林転拡大造林が、林野規模が比較的小さい農主的農家で多いのは当然かもしれない。

一方、主業的林業を除き、殆んどの農家が立木売り間伐を実施経験しているが、ことに山間の水田—山林経営の場合、農閑期労働の利用と下刈労働節減から、間伐を一步進めた択伐についての検討がなされる必要がある。

文 献

- 1) 久田喜二: 農村林業の生産構造の分析に関する試案, 林試関西支場年報, 1964
- 2) 実松敬行: 同上—佐賀北部地域, 日林九支講 No.23, 1969

第2表 経営区分と経営諸指標

類型 区分	調査戸数	人工林面積令 (年)	人工林率 (%)	伐採令 (年)	戦後の規模拡大			最近5ヶ年		雇用人	
					水田 (a)	林野 (ha)	造林 (ha)	造林面積 (a)	伐採指数	農業	林業
兼業的	4	12	69	32	-10	2.5	1.9	147	180	3	23
農主的	2	11	69	32	-9	2.3	2.4	96	55	7	5
複合的	7	15	86	35	17	1.0	3.2	191	167	41	37
主業的	2	17	78	35	18	4.4	6.4	144	96	70	73

注) 伐採令は雪害虫害を除く

第3表 用材林の伐採動機別件数

区分	兼業	農主	複合	主業	計	伐採令
生計主体	5	—	3	—	8	28年
農業整備	—	—	3	—	3	26
新築・相続	—	—	4	1	5	40
伐採期分	1	1	11	4	17	39
不良林	—	3	2	—	5	26
小計	6	4	23	5	38	
雪害	10	—	7	6	23	
虫害	2	—	2	1	5	

「やぶくぐり」のプロビット変換による丸太級利用材積表の調製

大分県立日田林工高等学校 佐藤 義明

林業の経営において、正確な利用材積を把握することは伐木造材、搬出費の算出や立木価算定等を行なう上に極めて重要なことである。

従来立木幹材積表及び立木利用材積表の研究は多く行われてきたが、これ等は木材の量の把握にとどまっている。

そこで木材の質の面、換言すれば長級別、径級別および根曲り材等の丸太材積を把握する方法をみいだすために本研究を行った。

又当利用材積表は元来広葉樹林において、樹幹及び枝の部分から採材される種々の用途別丸太材積を求め方法として活用される性質のものであるが針葉樹用材林に適用できるかどうかの試みの意味をもって調製を行なった。

1 理論

樹高階毎に胸高直径を横軸に、各丸太級の累積材積百分率を縦軸にとると、ひらたいS型曲線となる。これはいわゆる百分率累積曲線であるから、これから直ちにプロビット変換を行なうことができる。

プロビットとは正規編差に5を加えたものをいう。このプロビットの値を従属変数とする胸高直径(D)と樹高(H)の回帰式を作ることによってそれぞれのD・Hに対するプロビットが求められる。さらにこの値を材積百分率に換算し相互に引き算を行なえば目的とする丸太級の材積百分率表が得られる。

2 資料

1968~69年に日田市、日田郡、玖珠郡の民有林伐採